

平成 14 年月日

岡山地方法務局岡山西出張所御中

岡山市長 萩原 誠 司

上 申 書

今般地方税法第 381 条第 7 項による地図訂正申出、及びそれに伴う地積更正登記を申請するにあたり、別添境界確定協議書・境界確認書の通り関係者が立会し、境界確定したものであります。

しかし 1692 番の土地所有者（波吉）及びその相続人についてはあらゆる資料の調査をしましたが、所在がわかるものはまったくなく、未立会になっております。

筆界は地図の通り 5 筆が 1 点で交わる筆界になっております。現地は既存コンクリート杭が設置されており、今般の立会は 1692 の所有者以外の 4 者がその既存杭で問題なく確認しております。

この地区の精度区分は甲 3 で、申請地（1633 - 2）の筆界点間距離（618、136、133）は公差の範囲に入っております。また筆界の位置誤差（26cm）については平均 2 乗誤差（15cm）は超えるものの、公差（45cm）まではズれておりません。

以上のことから、当該筆界点は合理的に確認されたもので今後第三者から異議申立等ができることはないものと思われまますので、よろしくご配慮いただき速やかに地図訂正及び地積更正の手続きをしていただきたくお願い申し上げます。